

令和8年1月から3月

| ご提案要旨 | 市からの回答 | 担当課 |
|---------------------------------|---|-----------------------------|
| <p>自転車の安全向上施策の要望</p> | <p>今年4月1日から、自転車走行についても罰則がとられる様になります。その前2月始めからでも、市長さん以下市担当者等（警察を含む）が道路の要点で交通安全指導を是非していただけたらと要望いたします。</p> <p>なぜかというますが、住民の一部に自転車走行の基本ルールを知らないか、無視して走る者がいます。ひどい奴になりますと、タバコをふかして、その後スイガラを道路に捨てる不届き者もいます。また、道路に交差点などに断差があり、自転車が転倒しやすい箇所もありますので、予算処置が必要になります。その辺りの改善いただけますなら幸いです。</p> | <p>道路課</p> |
| <p>ふじみ野市スポーツ施設予約運用改善に関する提案書</p> | <p>ふじみ野市のスポーツ施設は、市民の健康増進と交流促進に寄与する重要な公共資源です。しかしながら、現行の予約運用には利用者の利便性を著しく損なう点が多く見受けられ、公共施設としての本来の目的を果たしているとは言い難い状況です。本提案書では、現状の問題点を整理し、他自治体との比較を踏まえた改善案を提示いたします。</p> <p>①WEBキャンセル機能の再導入と柔軟な予約変更の許容 ②抽選予約におけるペナルティ制度の見直し・撤廃 ③入金・キャンセル期限の緩和 ④利用ガイドの表現見直し（威圧的表現の削除） ⑤運用変更時の明確な周知と安定した運用方針の確立 ⑥利用者の声を反映した設備改善の仕組みづくり ⑦指定管理者の見直し、または市主導の運用ガイドの作成 ⑧利用制限の緩和と住民の権利尊重 ⑨プライバシー保護体制の整備（プライバシーマーク取得など） ※指定管理者の1社は、プライバシーマークを取得していない</p> | <p>文化・スポーツ振興課 公園緑地課</p> |

令和8年1月から3月

| | ご提案要旨 | 市からの回答 | 担当課 |
|----------------------------|--|---|------------|
| <p>自転車の交通ルールの明示、徹底</p> | <p>4月より自転車の交通違反の取り締まりが始まるが、何が交通違反に当たるかが不明の中、取り締まりは違法行為ではないか、先日のTVでは113項目のルールがあるそうだが、現状では明示されず対応できない。 自動車と同じルールと理解していたが、自転車独自のルールもあり、市民への徹底を行わない行政、警察の対応は如何なものか、この状況で取り締まりが始まることには納得できない。</p> | <p>自転車運転における警察の動向は、指導から罰則を伴うものへと変化しており、本年4月より警察が所管する道路交通法改正が施行され、悪質かつ危険な自転車違反に対して反則金を科す「青切符」制度が導入される予定です。この新制度により、自転車運転者の安全意識が向上し、適切な利用の促進が期待されているところです。 現在、市では4月からの交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度の導入を見据え、2月28日（土）に警察や関係団体の協力のもと、市民の皆様を対象とした講習会を開催します。この講習会では、安全な自転車の乗り方や交通ルール、交通反則通告制度の内容について説明する内容となっておりますので、ぜひお申し込み（道路課 Tel.049-257-5221）をいただければと思います。 また、市報3月号において、自転車における交通反則通告制度の特集を組み、広く市民の皆様へ周知、啓発してまいります。 今後も交通安全意識の向上を図るため、警察や関係団体と連携し、効果的な取り組みを進めてまいります。</p> | <p>道路課</p> |
| <p>令和8年度の保育所入所基準点数について</p> | <p>令和8年4月1次選考に申しましたが、保留通知を受けました。各保育所最低点数について、1～2点差で落ちてしまったところもありました。 令和8年度からの入所基準点数の改正により、勤務地について、市内0点、市外1点、県外2点と変更されています。夫婦ともにさいたま市内に勤務しており、ここでの加点は合わせて2点となりました。 1～2点差で点数が足りなかったということは、勤務先が県外か否かで線引きがされてしまったこととなります。 勤務地について、このように改正されたのは、恐らく勤務先が近いかな否かを判断材料に入れたと思慮されますが、市外と県外で点数差があるのはなぜでしょうか。夫婦ともに電車の乗り換えが2回あり、通勤に1時間以上かかります。東上線沿いの都内が勤務先で通勤時間が短い人より点数が低いのは納得がいきません。この点数のつけ方をやめる、もしくは通勤時間で考慮するのはいかがでしょうか。</p> | <p>令和7年度中の入所選考におきましては、「令和7年度ふじみ野市保育所入所基準点数表」により選考を実施し、保育を必要とする事由は何か、就労であれば就労時間が何時間であるか、調整点はあるのか等により優先順位を付けてまいりました。 しかし、ここまでの過程を踏まえても同点者が多数存在する結果となっております。そのため、令和8年度においては、保育所入所基準点数表に「勤務地」を新たに追加し、従来からの調整点である「家庭の事情、就労日数勤務態様等、申込児童の状況、他の未就学児、父母の職業」などを含めて総合的に勘案することとしたものでございます。 なお、勤務地を追加した経緯は、前述した結果の改善を図るべく他自治体の状況を研究し、参考にしたものでございますが、この度いただきましたご意見も参考にさせていただき、令和9年度の入所選考に向けて、入所基準点数表のあり方を改めて検討してまいります。</p> | <p>保育課</p> |

令和8年1月から3月

| | ご提案要旨 | 市からの回答 | 担当課 |
|--------------|---|---|--------------------------------|
| 市道133号道路について | <p>小学校、幼稚園の通学路にもかかわらず歩道が狭い、整備してほしい要望は出ていないか、出ていなければ要望する</p> <p>通行する自動車は速度超過が多い、センターラインがない、254への抜け道にもなっているためそこそこ交通量が多い</p> <p>歩道の整備と併せて車線の明確化もお願いしたい</p> <p>砂川堀のほうへ向かう大型マンション脇の道路との交差点（T字路）は道が狭く歩行者も多いし駅方面へ抜ける車の走行も多く危険</p> <p>大きな個人敷地があるものの、道幅拡張なり信号設置など改善できないか？</p> <p>またはほかに枝道整備する計画はないのでしょうか？</p> <p>最後に、133号沿い住居向けの下水道の敷設は計画はないのでしょうか？</p> <p>図で示しましたが、市道155号線から133号線へ抜ける道路の計画があったように思いますが、どうなっているのでしょうか。</p> | <p>ふじみ野市道D-133号線（市道133号道路）の歩道につきましては、北側のみ歩道を設置している道路になり、南側には、道路端から車道側へ約0.85メートルから約1.2メートルの位置に外側線を設置し、歩行者と車両の通行帯を区別するようにしております。</p> <p>歩道が狭く、整備してほしいとのご要望でございますが、道路全体の幅員構成からやむを得ず現状の措置となっておりますことを、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>D-133号線は、道路幅員が狭い箇所があり、センターラインが無い状況になっておりますので、速度超過につきましては、取り締まりの強化、巡回の強化等、警察との情報共有に努めてまいります。</p> <p>さらに、砂川堀方向へ向かう大型マンション脇のD-122号線とD-133号線の交差点につきましても、道幅が狭く、歩行者および車両の往来が多い地点であることは認識しております。過去に警察との間で信号機設置に関する協議を行っておりますので、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、市道D-133号線の拡幅事業としまして、国道254号の交差点付近で道路整備を計画しており、歩道を含めた道路整備を進めてまいります。</p> <p>なお、当該道路の下水道につきましては、污水幹線（東台幹線）が整備されております。沿線にお住まいの方で公共下水道へ接続が可能な箇所もございますので、別途上下水道課（電話：049-220-2075）にご相談ください。</p> <p>最後に添付ファイルに示されておりました「ここを通す道路の敷設計画があったようだが？」というご質問につきましては、図に指し示していただいた場所についての具体的な計画はございませんが、東側近辺には昭和47年9月5日に都市計画決定された「都市計画道路竹間沢大井勝瀬通り線」がございます。本市に係る計画区間は、ふじみ野西2丁目交差点から東原親水公園の東側、大井弁天の森を通り、さらに東台地区を経て三芳町境までとする区間です。</p> <p>整備状況につきましては、ふじみ野西2丁目交差点から東原親水公園東側までが整備済みとなっておりますが、東原親水公園東側から三芳町境までは未整備区間となっております。この未整備区間に関しては、市街化調整区域となっているため、どのような手法で整備を進めるべきかが課題となっております。</p> | <p>道路課 上下水道課 都市計画課</p> |

令和8年1月から3月

| | ご提案要旨 | 市からの回答 | 担当課 |
|--------------------------------|--|--|---------------------|
| 市営体育館、学校体育施設におけるフットサル利用の許可について | <p>現在、市営体育館および学校体育施設においてフットサルが認められておらず、雨天時や夜間・冬季に継続的な運動が難しく活動機会が制限されている状況です。また「学校体育施設開放利用案内」において、フットサルが床損傷の恐れがある種目として他の器具系種目と同列に扱われている点にも違和感があります。フットサルは屋内で行うことが標準であり、国内外の公式大会も体育館で実施されています。さらに近隣自治体では体育館利用が可能となっている例もあります。(川越市、富士見市、狭山市、入間市、三芳町、所沢市、朝霞市、和光市など)</p> <p>フットサルは子どもから大人まで幅広い世代が性別問わず親しめるスポーツであり、健康増進や地域コミュニティの活性化の観点からも有益であると考えます。また、健常者だけではなく障がい者スポーツとしても普及が進んでいます。市営体育館および学校体育施設での利用許可についてご検討をお願いいたします。</p> | <p>フットサルは、幅広い世代が気軽に楽しむことができるスポーツとして、多くの方に親しまれており、競技人口も多い人気の高いスポーツであることは認識しておりますが、本市の屋内スポーツ施設では、床面の損傷の恐れや、ボールの使用による壁面・照明設備等への影響、さらには安全面への配慮が必要であることから、現時点ではフットサルでの利用を制限させていただいております。</p> <p>また同様に学校体育施設におきましても、児童・生徒の安全確保や施設保全の観点から、ボールを蹴る行為自体についても一定の制限を設けている状況でございます。</p> <p>しかしながら、他自治体の屋内スポーツ施設においてはフットサルの利用を認めている事例もありますことから、こうした状況も踏まえ、本市におきましても今後の施設運営のあり方について検討してまいります。</p> | 文化・スポーツ振興課 公園緑地課 |